

平成 21 年 度

西宮市一般会計・特別会計決算
及び基金運用状況審査意見書

西宮市監査委員

西 監 発 第 6 6 号
平成 2 2 年 9 月 7 日

西宮市長 河野昌弘様

西宮市監査委員	小 林 光 枝
同	篠 原 正 寛
同	鈴 木 雅 一
同	亀 井 健

平成 2 1 年度西宮市一般会計・特別会計決算及び
基金の運用状況に関する審査意見の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、平成 2 1 年度西宮市一般会計・特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

なお、亀井健監査委員は、審査対象期間中、議会議務局長の職にあったため、議会議務局に係る決算審査については、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により除斥しました。

目 次

第1	審 査 の 対 象	4
第2	審 査 の 期 間	4
第3	審 査 の 方 法	5
第4	審 査 の 結 果	5
第5	決 算 の 概 要	5
1	総 論	5
2	決 算 総 額	15
3	予 算 執 行 状 況	17
4	市 債 等 の 状 況	20
5	財 政 基 金 等 の 状 況	22
6	契 約	24
7	財 政 分 析 指 標 の 状 況	27
第6	一 般 会 計	31
1	一 般 会 計 歳 入	31
(1)	予 算 執 行 状 況	31
(2)	款 別 歳 入	32
(3)	財 源 別 歳 入	48
2	一 般 会 計 歳 出	49
(1)	予 算 執 行 状 況	49
(2)	款 別 歳 出	50
(3)	性 質 別 経 費	60
(4)	義 務 的 経 費 ・ 投 資 的 経 費	63
第7	特 別 会 計	64
1	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	65
2	食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計	68
3	農 業 共 済 事 業 特 別 会 計	70
4	区 画 整 理 清 算 費 特 別 会 計	72
5	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 特 別 会 計	73
6	公 共 用 地 買 収 事 業 特 別 会 計	74
7	老 人 保 健 医 療 事 業 特 別 会 計	75
8	介 護 保 険 特 別 会 計	77
9	競 輪 事 業 清 算 費 特 別 会 計	80

10	後期高齢者医療事業特別会計	81
11	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	82
12	鳴尾外財産区特別会計	82
13	集合支払費特別会計	84
第8	財産に関する調書	86
1	公 有 財 産	86
2	物 品	88
3	債 権	88
4	基 金	89
第9	基金の運用状況	91
1	援 護 資 金	91
2	土 地 開 発 基 金	92
	決 算 審 査 資 料	93

凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 4 各表中の符号は、次のとおりとなっています。
「0」「0.0(%)」は、0 又は単位未満のもの。
「 」は、減少・低下又は損失。
「 - 」は、算出不能・不要。
- 5 原則として、「第5 決算の概要」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

平成21年度西宮市一般会計・特別会計
決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計

平成21年度 西宮市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成21年度 西宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市食肉センター特別会計歳入歳出決算

同 西宮市農業共済事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市区画整理清算費特別会計歳入歳出決算

同 西宮市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市公共用地買収事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市介護保険特別会計歳入歳出決算

同 西宮市競輪事業清算費特別会計歳入歳出決算

同 西宮市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

同 西宮市鳴尾外財産区特別会計歳入歳出決算

同 西宮市集合支払費特別会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

3 基金の運用状況

平成21年度 西宮市援護資金の運用状況に関する調書

同 西宮市土地開発基金の運用状況に関する調書

第2 審査の期間

1 平成22年7月20日(西宮市競輪事業清算費特別会計歳入歳出決算にあっては同年6月10日)から同年8月23日まで

2 監査委員による質問会の実施日

平成22年8月2日(教育委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局)、同月5日(議会事務局、総務局)、同月11日(会計室、環境局、市民局)、同月13日(都市局、健康福祉局)、同月18日(消防局、防災・安全局、土木局、総合企画局)

第3 審査の方法

- 1 審査は各会計の歳入歳出決算書及び付属書類について、会計管理者が所管する書類を抽出して照合等を行うとともに、関係部局から提出された資料をもとにして、その所管の関係書類についても抽出して同様に審査しました。
- 2 基金の運用状況に関する調書について、設置目的に従って、确实かつ効率的に運用されているかなどを、同様の方法により審査しました。
- 3 疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、行政監査的な視点に留意しながら審査を実施しました。

第4 審査の結果

各会計の歳入歳出決算書及びその付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、予算の執行状況は、おおむね適正であると認めました。

基金の運用状況は、計数は正確で、設置の目的に沿って適正に運用されていると認めました。

審査の結果の詳細は、次のとおりです。

なお、決算審査資料を作成し、末尾に添付しています。併せて参照してください。

第5 決算の概要

1 総論

(1) 財政状況

21年度決算においては、景気の悪化の影響を受け、個人市民税や法人市民税が減少したことにより、財政基金及び減債基金から13億円が取崩されています。しかし、21年度3月補正後予算において予定されていた取崩額58億円に比べると、45億円の改善となっています。

今後の収支見込みについて、当局は、歳入については、景気の先行きが不透明なこともあり、市税は22年度と同程度で推移すると見込んでいますが、今後の経済情勢により、大きく変化する可能性もあるとしています。一方、歳出については、公債費が依然高い水準にあることに加え、人口増・高齢化の進展等による行政需要の増が見込まれるとしています。このような状況から、当面は収支均衡を図るために大幅な基金の取崩しが避けられないものの、21年度の取崩しを抑制できたことにより基金残高が一定確保できたため、予測されていた23年度及び24年度の財源不足額は解消される見込みとなりましたが、単年度の収支の不足額は発生するとしています。

なお、21年度決算において、一般・特別会計の歳入歳出差引額は19億7,576万円で、翌年度に繰越すべき財源3億円を控除した実質収支額は、16億7,575万円の剰余（黒字）となっています。

普通会計の公債費は、震災復興等に係る市債償還の本格化に伴って増加し、ピーク時の16年度には一般財源ベースで270億円に達しましたが、その後は徐々に減少し、25年度では189億円と見

込まれています。

経常収支比率は震災前の5年度では78.7%と、標準的な比率を示していましたが、震災後の7年度には105.1%まで悪化し、その後も100%前後で推移し、21年度においても99.5%となっており、財政の弾力性が失われた状態が続いていることから、早急な経常収支比率の改善が必要であるとしています。

今後の財政運営については、震災後の長期にわたる危機的な財政状況を抜け出したものの、まだしばらくは基金に依存せざるを得ない上、依然として経常収支比率も高水準が続き、また今後の交付税額や一括交付金の導入の影響についても予測困難であることから、将来にわたって安定的な財政運営を行えるよう、庁内の検討委員会を中心に、あらゆる観点から検討するとしています。

(2) 決算の概況

21年度の歳入決算総額は、一般会計1,648億3,773万円、特別会計682億6,980万円の計2,331億754万円で、前年度に比べ、一般会計では111億5,872万円(7.3%)の増加、特別会計では15億679万円(2.2%)の減少、計96億5,192万円(4.3%)の増加となっています。

歳出決算総額は、一般会計1,638億3,293万円、特別会計672億9,883万円の計2,311億3,177万円で、前年度に比べ、一般会計では115億6,180万円(7.6%)の増加、特別会計では17億809万円(2.5%)の減少、計98億5,370万円(4.5%)の増加となっています。(15^{ページ} -^{ページ} 参照)

歳入の根幹である市税収入は、景気の急速な悪化を受け、法人市民税で13億4,990万円、個人市民税で7億2,416万円それぞれ減少したことにより、市税全体で14億7,547万円(1.7%)減少し、832億8,550万円となっています。一方、国庫支出金は、127億7,722万円(91.2%)増加し、267億8,079万円となっています。これは、前年度から繰越した定額給付金給付事業費や地域活性化・公共投資臨時交付金等の増によるものです。市債については、臨時財政対策債等の増により、27億5,080万円(28.4%)増加し、124億3,980万円となっています。(33、34、42、47^{ページ} -^{ページ} 参照)

本市の財政に最も大きな影響を及ぼすものとしては、市債残高があります。11年度以降、年度末現在高が減少していますが、21年度末の市債残高は一般・特別会計合わせて、1,827億3,053万円であり、区画整理事業をはじめとして、震災関連事業を実施するために借入れた市債(発行総額1,699億775万円)の影響が大きいものです。11年度から、その元金償還が本格化し、21年度の市債の元利償還金は、268億2,602万円で前年度に比べ、4億1,193万円(1.5%)減少しています。経常収支比率は標準的とされる70~80%の水準を大幅に超え、前年度に比べ1.3^{ポイント} 上昇し99.5%となっており、依然、弾力性に欠ける財政構造が続いています。(20、27~30^{ページ} -^{ページ} 参照)

減債基金と財政基金を合わせた2基金の22年5月31日現在高は、前年同時期の140億4,911万円に比べ、7億9,891万円減少し、132億5,020万円となっています。21年度の2基金からの取崩しによる一般会計への繰入れは、財政基金から3億円、減債基金から10億円(災害援護資金分を除く。)となっています。(22、23^{ページ} -^{ページ} 参照)

(3) 収支の状況

歳入歳出差引額は、一般会計10億479万円、特別会計 9億7,096万円の計19億7,576万円の剰余となっています。翌年度に繰越すべき財源 3億円を控除した実質収支額は、16億7,575万円の剰余となっていますが、前年度実質収支額17億4,992万円を除いた単年度収支額は、7,417万円となっています。また、単年度収支額に財政基金の積立額 5億1,981万円、繰上償還額35万円を加え、財政基金の取崩額 3億円を控除した実質単年度収支額は、1億4,600万円の剰余となっています。内訳は一般会計5,529万円の不足、特別会計 2億129万円の剰余となっています。(15^{ページ}参照)

(4) 歳入決算の状況

歳入決算の状況は、次のとおりです。(108、109^{ページ}参照)

ア 一般会計歳入

一般会計の歳入総額は1,648億3,773万円で、主な款別歳入は、市税が832億8,550万円、50.5%で最も多く、次に国庫支出金が267億8,079万円、16.2%、市債が124億3,980万円、7.5%、諸収入が89億6,310万円、5.4%、地方交付税が75億5,419万円、4.6%、使用料及び手数料が66億3,420万円、4.0%、県支出金が60億2,494万円、3.7%となっています。

歳入総額1,648億3,773万円は、前年度の1,536億7,900万円に比べ、111億5,872万円(7.3%)増加しています。これは主として、繰越金で22億4,817万円(61.5%)、地方交付税で17億1,908万円(18.5%)、市税で14億7,547万円(1.7%)、自動車取得税交付金で 2億9,323万円(44.3%)、寄附金で 2億2,682万円(88.3%)、それぞれ減少していますが、国庫支出金で127億7,722万円(91.2%)、市債で27億5,080万円(28.4%)、繰入金で14億9,201万円(269.9%)、県支出金で 2億5,853万円(4.5%)、地方消費税交付金で 1億8,496万円(5.3%)、それぞれ増加したことによるものです。

財源比率は、自主財源1,048億7,438万円、63.6%に対し、依存財源599億6,335万円、36.4%となっており、前年度に比べ、自主財源が金額で24億8,183万円(2.3%)減少、比率で6.3^{ポイント}低下し、依存財源では、136億4,056万円(29.4%)増加、比率で6.3^{ポイント}上昇しています。(48^{ページ}参照)

一方、一般財源は1,068億5,108万円、64.8%に対し、特定財源は579億8,664万円、35.2%となっています。前年度に比べ、一般財源では28億2,084万円(2.6%)減少、比率で6.6^{ポイント}低下し、特定財源では139億7,957万円(31.8%)増加、比率で6.6^{ポイント}上昇しています。

イ 特別会計歳入

特別会計の歳入総額は682億6,980万円で、主な会計別歳入は、国民健康保険会計が390億497万円、57.1%で最も高く、次に介護保険会計が218億2,537万円、32.0%、後期高齢者医療事業会計が47億3,341万円、6.9%となっています。

歳入総額682億6,980万円は、前年度の697億7,660万円に比べ、15億679万円(2.2%)減少して

います。これは主として、国民健康保険会計で 7億6,616万円(2.0%)、介護保険会計で 7億4,821万円(3.5%)、後期高齢者医療事業会計で 2億5,063万円(5.6%)、それぞれ増加しましたが、老人保健法医療制度の廃止により老人保健医療事業会計で29億9,442万円(95.7%)、減少したことによるものです。(64ページ参照)

ウ 不納欠損

不納欠損額は12億3,873万円で、前年度の14億6,996万円に比べ、2億3,123万円(15.7%)の減少となっています。不納欠損の主なものは、国民健康保険料で 7億2,616万円(5,508世帯)、市税で 4億4,284万円(4,080件)となっています。(124ページ参照)

エ 収入未済

収入未済額は164億5,490万円で、前年度の168億5,009万円に比べ、3億9,519万円(2.3%)の減少となっています。これは主として、災害援護資金貸付元利金で 2億8,726万円(6.5%)、市税で 1億5,671万円(2.9%)、それぞれ減少したことによるものです。(126ページ参照)

(ア) 収入未済額の内訳

収入未済額の内訳は、一般会計104億3,764万円、63.4%、特別会計60億1,725万円、36.6%で現年度分29億2,399万円、17.8%、過年度分135億3,090万円、82.2%となっています。収入未済額の主なものは、国民健康保険料57億6,578万円、35.0%、市税51億8,587万円、31.5%、災害援護資金貸付元利金41億5,900万円、25.3%、市営住宅等使用料 4億9,575万円、3.0%、保育所運営費負担金 2億1,924万円、1.3% で、これらが全体の96.2%、158億2,565万円を占めています。

このほか貸付金の滞納繰越分の中には、昭和56年度で貸付事業が終了した同和更生生業資金貸付金など長期にわたって滞納繰越されているものもあります。また、市税の収入未済額については、その2割強を1,000万円以上の高額滞納者(23件、10億9,126万円)が、市営住宅家賃収入の収入未済額については、ほぼ5割を100万円以上の高額滞納者(92件、1億5,450万円)が、改良住宅等家賃収入の収入未済額については、7割弱を100万円以上の高額滞納者(63件、1億2,119万円)が占めています。(33、34、40、41、46、47、65ページ参照)

(イ) 全庁及び各所管部局の取組み

市全体の収入未済額は、17年度191億9,153万円、18年度191億3,794万円と看過し得ない額に達したこともあり、全庁的な観点から、庁内の収納対策に関する総合的な調整を図るとともに、基本的な方針などについて協議、検討を進めるため、19年6月に「西宮市収納対策本部」が設置されました。また、市の債権の適正な管理を図ることを目的に「西宮市債権の管理に関する条例」が20年4月1日から施行されています。

西宮市収納対策本部は、両副市長を本部長、副本部長とし、各収入未済の所管局長を本部長とするとともに、下部組織として、滞納整理方法を共有する関係課等がより連携を深め、実務的な対応を進めるために、二つの専門部会(第1部会国税徴収法適用関係と第2部会民

事執行法適用関係)が設けられています。

・市税については、休日納税相談の実施、滞納者への督促の強化、税務部内全職員による一斉電話催告の実施、滞納発生後の財産等に対する初動調査の強化が行われたほか、19年度から納税グループに設置された特別機動整理チームにより高額滞納者に対する集中的な滞納処分の強化が図られ、兵庫県等との不動産の合同公売も実施されています。

21年度の差押えなど滞納処分件数は800件、4億2,108万円で、前年度に比べ件数で44件(5.8%)、金額で538万円(1.3%)の増加となっています。また、21年度における本税、延滞金を含めた取立等の金額は2億4,020万円と、前年度に比べ6,952万円(40.7%)の増加となっています。

・国民健康保険料については、前年度に引続き「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」が策定され、同プランに基づき、長期又は高額滞納者に対する財産調査の実施、悪質滞納者の滞納処分の強化、不良債権化した滞納保険料の執行停止処理などの徴収対策が取組まれ、コンビニ収納の一部導入及び全面実施のための準備、年金からの特別徴収が行われています。

・災害援護資金貸付金については、21年度は、前年度の44億4,626万円に比べ、2億8,726万円(6.5%)減少し、41億5,900万円となっています。償還については、10回の休日夜間督促、弁護士名による催告、さらに支払督促申立などの法的措置の取組みが進められています。

・市営住宅等使用料については、滞納者に対し、毎月の督促状の送付、年4回の定例催告、高額滞納者や3か月以上の初期滞納者に対しても催告を行ったほか、一括納付のできない滞納者に対しては、弾力的かつ効果的な催告を行ったとしています。現年度分の収入率が前年度の97.2%から98.0%に改善し、滞納件数も前年度の732件から602件に減少するなど、一定の効果が現れています。また、法的措置としては、21年度に45件の訴えを提起し、契約解除後の即決和解25件、判決後の自主明渡し10件、強制執行33件が行われています。

収入未済について、各所管部局においては、各種債権の適時・適切な管理と迅速かつ効果的な滞納整理に努めてください。また、西宮市収納対策本部においては、各種情報の共有化を図り、全庁的な徴収業務の強化を推進するとともに、債務整理や各種給付金の活用まで含めた多様な徴収方法の研究と拡大に努めてください。地方税滞納整理機構などの広域的な取組みについても検討を進めてください。

また、各種債権について、安易な不納欠損処理をすることのないように留意するとともに、不納欠損額を減ずるためにも、その前段階となる収入未済の減少、中でも現年度分の収入未済の減少に意を用いてください。

悪質な滞納者については、支払督促、強制執行の申し立て、訴訟の提起といった法的措置をとるなど、受益者負担の原則に則り、負担の公平性の確保に努めてください。なお、延滞金の取扱いについては、全庁的な整合性に配慮しつつ、減免や運用に関する規定の整備に取り組んでください。

(5) 歳出決算の状況

歳出決算の状況は、次のとおりです。(110、111ページ参照)

ア 一般会計歳出

一般会計の歳出総額は、1,638億3,293万円で、主な款別歳出は、民生費が474億9,463万円、29.0%で最も多く、次に公債費が267億2,917万円、16.3%、総務費が227億736万円、13.9%、教育費が218億1,213万円、13.3%、土木費が194億7,541万円、11.9%となっています。

歳出総額1,638億3,293万円は、前年度の1,522億7,113万円に比べ、115億6,180万円(7.6%)増加しています。これは主として、バス事業経費の減により土木費で5億5,802万円(2.8%)、未償還残高の減少に伴う償還利子の減少により公債費で4億280万円(1.5%)、それぞれ減少しましたが、定額給付金給付事業経費の増により総務費で50億4,125万円(28.5%)、小学校児童急増対策事業費の増により教育費で28億7,204万円(15.2%)、生活保護扶助事業経費、介護給付費等事業経費の増により民生費で25億3,001万円(5.6%)、東部総合処理センター整備事業費の増により衛生費で11億2,673万円(8.5%)、フレンテ西宮商業床整備事業費の増により商工費で9億708万円(120.2%)、それぞれ増加したことによるものです。(49～60ページ参照)

性質別経費の比率は、消費的経費が1,075億9,592万円で65.7%、投資的経費が133億2,387万円で8.1%、その他経費が429億1,313万円で26.2%となって、投資的経費が前年度の92億3,363万円(6.1%)から40億9,024万円(44.3%)増加し、比率が2.0ポイント上昇しています。(60～62ページ参照)

イ 特別会計歳出

特別会計の歳出総額は、672億9,883万円で、主な会計別歳出は、国民健康保険会計が385億4,828万円、57.3%で最も多く、次に介護保険会計が215億9,350万円、32.1%となっています。

歳出総額672億9,883万円は、前年度の690億693万円に比べ、17億809万円(2.5%)の減少となっています。これは主として、保険給付費の増により介護保険会計で8億1,538万円(3.9%)、保険給付費等の増により国民健康保険会計で6億349万円(1.6%)、それぞれ増加しましたが、老人保健法医療制度の廃止に伴う医療諸費の減により老人保健医療事業会計で30億4,145万円(98.7%)減少したことによるものです。(64ページ参照)

ウ 翌年度繰越

翌年度繰越額は27億5,727万円(繰越率1.1%)となっています。これはすべて繰越明許費で、前年度の92億4,595万円に比べ、64億8,867万円(70.2%)減少しています。これは主として、定額給付金給付事業の74億2,493万円(皆減)の減少によるものです。(127ページ参照)

エ 不用額

不用額は73億8,821万円(不用率3.1%)で、前年度の68億3,631万円(不用率2.9%)に比べ、5億5,189万円(8.1%)増加しています。不用額の主なものは、国民健康保険特別会計で15億737

万円(不用率3.8%)、民生費で14億5,544万円(同3.0%)、衛生費で9億8,133万円(同6.4%)、教育費で8億5,495万円(同3.6%)、介護保険特別会計で7億3,793万円(同3.3%)、総務費で6億6,147万円(同2.8%)、土木費で4億6,305万円(同2.2%)、後期高齢者医療事業特別会計で2億6,145万円(同5.4%)となっています。

不用額が生じたのは、民生費の医療福祉費では、風邪・インフルエンザの流行など季節的な要因を見込んで予算計上していましたが、医療費の支出が少なかったこと等によるものです。国民健康保険特別会計では、療養諸費で医療費が見込額を下回ったこと等によるものです。(102、103、106、107ページ参照)

(6) 財政健全化への取組み

ア 行財政改善に係る計画の実施

市は震災の復旧・復興事業の実施や長期にわたる景気低迷、高齢化の進展による行政需要の増大などにより、深刻な財政危機に陥り、その財源対策として、「行財政改善実施計画」(計画期間8～10年度)、「第2次行財政改善実施計画」(同11～15年度)、「第3次行財政改善実施計画」(同17～20年度)が策定・実施されました。

第3次行財政改善実施計画では、改善の目標額は191億5,700万円で、計画実施後の赤字額を163億9,200万円として、赤字再建団体への転落は阻止できると見込まれていました。しかし、市税収入の伸び悩みや、17年度の普通交付税が当初予算を大きく下回るなどの状況を踏まえ、17年11月に、18年度以降の実施項目について内容を具体化し、新たに追加するものを見直し項目に加えて、計画の改定が行われました。改定後の目標額は、4か年の合計で211億9,100万円と予定されてきました。

計画は 人事・組織の見直し、 事業・施策の見直し、 財政の効果的・効率的な運営、 公営企業の経営改善の4本の柱で構成されていました。

17年度では、特別職報酬等の減額、職員給与等の見直し、定員管理の適正化、遊休市有地の売却などに取組み、効果額は約45億円となっています。18年度では、市単独扶助費の見直し、使用料・手数料等の改定、補助金の見直し、敬老事業の見直し、保育サービスのあり方を見直しなどが行われ効果額は約65億円となっています。19年度以降もこの計画に沿って取組みが進められ、19年度の効果額は約85億円、20年度の効果額は約86億円となり、これらを併せた4年間の累計効果額は約280億円となりました。期間中の取組みに加え、景気回復などの要因もあり、当初の目的である赤字再建団体への転落回避をすることができたとしています。

イ 補助金等の見直し

補助金については、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とし、条例、規則、要綱等によって交付の目的、内容を具体的に定めるとともに、西宮市補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助

金取扱規則」という。)により原則的な交付手続を定めています。個々の補助金が公益上必要であるか否かは、全くの自由裁量ではなく、客観的に、公益上必要であると認められなければならないとされています。

市では第3次行財政改善実施計画の一環として、団体等に対する補助金等について、17年度に全面的な見直しが行われました。その結果は、18年度以降の予算に反映され、20年度までの見直し効果額は約10億8,000万円となっています。

しかし、補助金については、支給開始から長い年月が経過しているものもあり、公益性や効果などについて常に検証を行う必要があることから、補助金制度の再構築に係る取組みとして、22年度においては、「補助金の一覧表」を作成し公表することで透明性を高め、補助金評価の第三者機関を設置し、23年度以降、定期的な「補助金評価」を行うことで見直しを進めるとしています。

21年度の団体等に対する補助金等交付の状況は、補助金等155件、34億896万円、延べ交付件数976件で、その内訳は、その他の公共・公益的団体534件、社会福祉事業団体229件、企業・民間団体135件、地域・自治団体37件、外郭団体等29件、グループ及び互助的団体12件となっています。(128ページ参照)

ウ 財源の確保

本市の21年度一般会計における主な歳入の割合は、市税50.5%、国庫支出金16.2%、市債7.5%、諸収入5.4%、地方交付税4.6%の順となっており、市税の占める割合は大きく、21年度は、家屋の新增築等により固定資産税が増加しましたが、譲渡所得の減等により個人市民税、法人所得の減により法人市民税が減少しました。市税の収入率は93.7%、収入未済額51億8,587万円となっており、効果的な滞納整理の取組みが続けられています。

財源の確保については、行財政改善を実施する一方、震災以後、国・県に対し財政支援要請を行い、12年度以降に新たに発行する震災関連の地方債(政府資金)について償還期間がおおむね20年から30年に延長されています。発行総額63億5,010万円について、償還期間が30年に延長されたことにより、最終的に償還利子は総額で6億4,586万円の増額となりますが、24年度までに15億6,524万円の元利償還額の軽減となります。

また、19年度から21年度の3か年に限り、年5%以上の高金利の公的資金による市債について、補償金免除額を上回る財政改善効果をあげることが前提として、繰上償還を行う際に必要になる補償金(違約金)が免除されます。市ではこの制度を活用して、21年度において年利5%以上6%未満の旧資金運用部資金分5億7,751万円と年利5%以上7%未満の旧簡易生命保険資金分10億5,564万を合わせた16億3,315万円の繰上償還を行い、その効果額は2億4,723万円となっています。

(7) 行政経営改革の推進

行政経営改革は、社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化に的確に対応し、分権時代にふさわしい行政を築くため、「行政を経営する」という視点に立って、本市の行政運営の仕組みそのものを変えようとするものです。市は行政経営改革を進めるため、16年2月に「西宮市行政経営改革基本計画」（計画期間16～20年度）を策定しました。計画では、「限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政経営を行う」という本市の経営理念を定めるとともに、新しい公共経営の考え方（市民満足度の追求 成果主義の徹底 市場メカニズムの活用 庁内分権＝人事・予算の権限の一部委譲）を取入れ、様々な取組みが進められました。

「西宮市行政経営改革基本計画取組結果報告書」（21年9月）においては、これらの取組項目について、ほとんどが実施済とされていますが、取組みが不十分な項目として、政策評価・施策評価、目標管理システム、公共施設の効率的な維持管理システム、人事評価制度、外郭団体等の経営改革、市民参画手法の運用があげられています。

市は、20年度で計画期間が終了しましたが、行政経営の理念は、市政運営に欠かせないものとなっており、今後も理念を継承していく必要があり、特に計画項目の中には取組みが不十分なものもあるため、市の行政経営改革は道半ばの状態となっているとして、これら不十分な項目等を中心に引き続き取り組むことで、行政運営の仕組みそのものを変え、職員の意識改革を巻き起こす行政経営の取組みを継続していきたいとしています。

(8) 新財務会計システム・地方公会計改革による公会計の整備

新財務会計システムについて、市は16年度に新地方公会計の情報収集のための事前検討会、17年度に新財務会計システム作業部会を設置し、基本仕様の検討等、システムの導入に向けた作業を進めてきました。

地方公会計改革については、国において、18年5月の新地方公会計制度研究会報告書により、基準モデルと総務省方式改訂モデルの2つのモデルが提示され、同年8月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」、同年10月の新地方公会計制度実務研究会報告書を経て、21年度中に貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表を作成し、公表することが求められていました。

市は、これに対応し、19年度に新財務会計システムの基本仕様の決定、提案コンペ方式によるシステム開発業者の選定と、順次作業を進めてきました。新財務会計システムは、行政評価・実施計画、予算編成、歳入・歳出管理、契約管理、決算管理、公有財産管理、公会計（仕訳処理、財務諸表作成）等から構成されています。これまで連動していなかった行政評価や実施計画と、予算編成・予算執行・決算という財務会計処理とを連動させることによって、事業ごとのコスト把握が容易になるとしています。20年度から行政評価・実施計画システム、予算編成が順次稼働し、21年度予算

から歳入・歳出管理、契約管理も稼働し、21年度決算は、新財務会計システムにより実施されました。

市では、新財務会計システムの導入に併せ、市の資産を個別に把握し、歳入歳出データを基に財務書類を作成する基準モデルの導入を決めており、その準備が進められています。具体的には、18年11月より市内において、新地方公会計制度勉強会が発足し、19年5月からは行政経営改革等推進本部の元に公会計制度検討部会が正式に設置されました。この検討部会の作業チームを中心として、資産把握・資産評価に取り組まれています。20年度決算については、総務省方式改訂モデルを採用し、22年3月に公表されています。今後も新財務会計システムと連動する公会計システムへの登録データ・運用体制の整備を進め、21年度決算データを検証しながら、公会計のルール作りと合わせ、基準モデルによる財務書類作成にむけて引続き取組んでいくとしています。

(9) 健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が19年6月22日に公布され、地方公共団体は早期是正・再生という観点からの、わかりやすい財政情報の開示や、フロー以外にストックを対象に加え、総合的な財政状況の把握を目的とする健全化判断比率、資金不足比率を算定することとなりました。

市は19年度決算から健全化判断比率である、実質赤字比率(一般会計等に係る実質赤字の比率)、連結実質赤字比率(全会計等に係る実質赤字の比率)、実質公債費比率(一般会計等に係る市債等返済負担の比率)、将来負担比率(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率)、また、資金不足比率(公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率)を算定し、比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員による審査に付した後、当該比率に審査意見を併せて市議会に報告するとともに、公表することとなりました。

2 決算総額

一般会計及び特別会計の合計決算額は、次のとおりです。(96、97ページ参照)

(単位：千円・%)

区 分	20 年 度	21 年 度	比較増減額	増減率
歳入決算額 (A)	223,455,613	233,107,540	9,651,926	4.3
歳出決算額 (B)	221,278,072	231,131,778	9,853,706	4.5
歳入歳出差引額 (C=A-B)	2,177,540	1,975,761	201,779	9.3
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	427,615	300,008	127,607	29.8
実質収支額 (E=C-D)	1,749,925	1,675,753	74,172	4.2
前年度実質収支額 (F)	3,822,864	1,749,925	2,072,938	54.2
単年度収支額 (G=E-F)	2,072,938	74,172	1,998,766	96.4
財政基金積立額 (H)	1,834,264	519,815	1,314,448	71.7
地方債繰上償還額 (I)	675	359	315	46.8
財政基金取崩額 (J)	0	300,000	300,000	-
実質単年度収支額 (G+H+I-J)	237,999	146,002	384,002	161.3

(1) 合計決算額

21年度の合計決算額は、歳入2,331億754万円、歳出2,311億3,177万円で、歳入歳出差引額は19億7,576万円となっています。

歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源 3億円を控除した実質収支額は、16億7,575万円となっています。また、前年度から繰越した財源である前年度実質収支額17億4,992万円を控除した単年度収支額は 7,417万円となっています。

歳入・歳出に含まれているプラス要素(財政基金積立額・地方債繰上償還額)及びマイナス要素(財政基金取崩額)を加減した実質単年度収支額は、1億4,600万円となっています。

(2) 歳計現金

22年5月31日現在の21年度分の歳計現金保有額(会計管理者保管)は19億7,576万円で、歳入歳出差引額と一致しています。

なお、現金については基金と合同運用されており、21年度の利子収入額は3,410万円(基金2,110万円、歳計・歳計外現金1,299万円、平均年利率0.185%)で、前年度に比べ、4,314万円(55.9%)減少しています。これは、前年度に比べ、預金金利が0.202ポイント、平均運用日額が14億8,506万円(7.4%)、それぞれ減少したことによるものです。

ペイオフへの対応については、西宮市公金管理・運用基準に基づき、預金債権と借入金債務の相殺という観点から、借入金債務があり、かつ選定基準を満たす金融機関に借入金の範囲で預金することを基本に実施されています。

制度融資に係る預託金の預託方法については、公金管理・運用委員会の承認のもとに、預託金を加えても相殺可能な金融機関及び1,000万円以下の預金となる金融機関には定期預金で預託し、

それ以外の金融機関には定期預金に加え決済用預金による預託がなされています。また、指定金融機関の会計管理者名義普通預金についても決済用預金としています。なお、基金での債券による運用状況については、5基金で地方債14億3,843万円を行っています。

今後とも、公営企業、出資団体、財産区などを含め、ペイオフ対策に留意して、資産の安全かつ有効な活用に努めてください。

(3) 純計決算額

合計決算額には各会計間の繰入・繰出金が計上されていますので、この重複分を差し引いた純計決算額は、次のとおりです。(98、99^ア -ジ 参照)

(単位：千円)

区 分	20 年 度			21 年 度		
	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計	計
歳入決算額	153,639,007	59,903,979	213,542,986	164,829,983	58,701,647	223,531,631
歳出決算額	144,341,234	67,024,211	211,365,446	155,997,926	65,557,943	221,555,869
歳入歳出差引額	9,297,772	7,120,232	2,177,540	8,832,057	6,856,295	1,975,761

(4) 震災関連事業費

財政の状況は、公債費の執行などに、震災の影響を大きく受けています。その主な要因である災害救助費、災害復旧費、震災復興費などの震災関連事業費の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分		6～18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度 増減額	増減率
	災害救助費	32,264,795	58,107	40,334	42,375	2,041	5.1
	災害復旧費	114,231,163	0	0	0	0	-
	震災復興費	293,566,548	2,172,351	1,475,360	1,355,174	120,186	8.1
	計	440,062,506	2,230,458	1,515,694	1,397,549	118,145	7.8
財 源 内 訳	国庫支出金	173,914,323	410,633	161,761	147,856	13,905	8.6
	県支出金	9,524,953	20,836	12,372	4,609	7,763	62.7
	市債	169,201,451	402,800	155,800	147,700	8,100	5.2
	その他	49,122,495	682,673	610,277	542,013	68,264	11.2
	一般財源	38,299,284	713,516	575,484	555,371	20,113	3.5

注 総務局財政課(G)資料により作成。

21年度の震災関連事業費は13億9,754万円で、前年度の15億1,569万円に比べ、1億1,814万円(7.8%)の減少となっています。執行状況を前年度と比較してみると、災害救助費は、4,237万円で204万円(5.1%)の増加、災害復旧費は、執行額なしで変わらず、震災復興費は、13億5,517万円で1億2,018万円(8.1%)の減少となっています。このため、震災関連事業費の執行額(13億9,754万円)は、最も多かった7年度の1,482億9,250万円の0.9%となっており、震災復興事業は収束の段階を迎えています。

執行の主な内容は、特定借上公営住宅 5億1,591万円、震災特例融資に係る個人住宅資金等融資預託金 3億9,910万円、街路事業費 1億5,680万円となっています。

財源内訳は、一般財源が 5億5,537万円、国庫支出金が 1億4,785万円、県支出金が460万円、市債が 1億4,770万円、震災特例融資に係る個人住宅資金等融資預託金収入などその他財源が 5億4,201万円となっています。前年度に比べ、その他財源が6,826万円(11.2%)、一般財源が2,011万円(3.5%)、国庫支出金が1,390万円(8.6%)、市債が810万円(5.2%)、県支出金が776万円(62.7%)、それぞれ減少しています。

6年度から21年度までの震災関連事業に伴う市債借入合計額は、1,699億775万円で、同期間中の市債借入総額(3,957億5,157万円)の42.9%を占めており、公債費支出の増加の原因となっています。

また、同期間に震災関連事業に対し一般財源から充当した額は401億4,365万円に達し、公債費支出とともに、市の財政運営に重い負担となっています。

3 予算執行状況

最近3か年の歳入・歳出の予算執行状況は、次のとおりです。(100～103、108～111^レ参照)

(単位：%)

区 分	19 年 度			20 年 度			21 年 度			
	一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計	一 般 会 計	特 別 会 計	計	
歳 入	調 定 率	108.4	103.6	106.5	99.9	106.4	101.9	102.7	107.1	103.9
	執 行 率	100.3	96.8	98.9	92.9	96.9	94.1	96.3	97.5	96.6
	収 入 率	92.5	93.4	92.9	93.0	91.1	92.4	93.8	91.0	92.9
歳 出	執 行 率	97.9	96.5	97.4	92.1	95.8	93.2	95.7	96.1	95.8
	繰 越 率	0.3	0.0	0.2	5.6	0.0	3.9	1.6	0.0	1.1
	不 用 率	1.8	3.5	2.5	2.3	4.2	2.9	2.7	3.9	3.1

注 歳入：調定率＝調定額÷予算現額×100 執行率＝収入済額÷予算現額×100 収入率＝収入済額÷調定額×100
 歳出：執行率＝支出済額÷予算現額×100 繰越率＝繰越額÷予算現額×100 不用率＝不用額÷予算現額×100

(1) 歳 入

21年度の調定率は103.9%で前年度の101.9%に比べ、2.0^レポイント上昇しています。これは主に前年度に比べ、市債で93.4%から82.8%に、介護保険特別会計で99.4%から98.3%に、それぞれ低下したものの、国庫支出金で62.4%から97.9%に、市税で107.9%から108.3%に、それぞれ上昇したためです。

執行率は、96.6%で前年度の94.1%に比べ、2.5^レポイント上昇しています。収入済額が予算現額に比べ多かった主なものは、市税、地方交付税、諸収入、老人保健医療事業特別会計、少なかった主なものは、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計となっています。

収入率は92.9%で、前年度の92.4%に比べ0.5ポイント上昇しています。主に後期高齢者医療事業特別会計で99.0%から98.8%に低下したものの、一般会計の市税で93.6%から93.7%に、使用料及び手数料で90.3%から92.3%に、諸収入で65.0%から66.5%に、国民健康保険特別会計で85.2%から85.7%に、それぞれ上昇したためです。

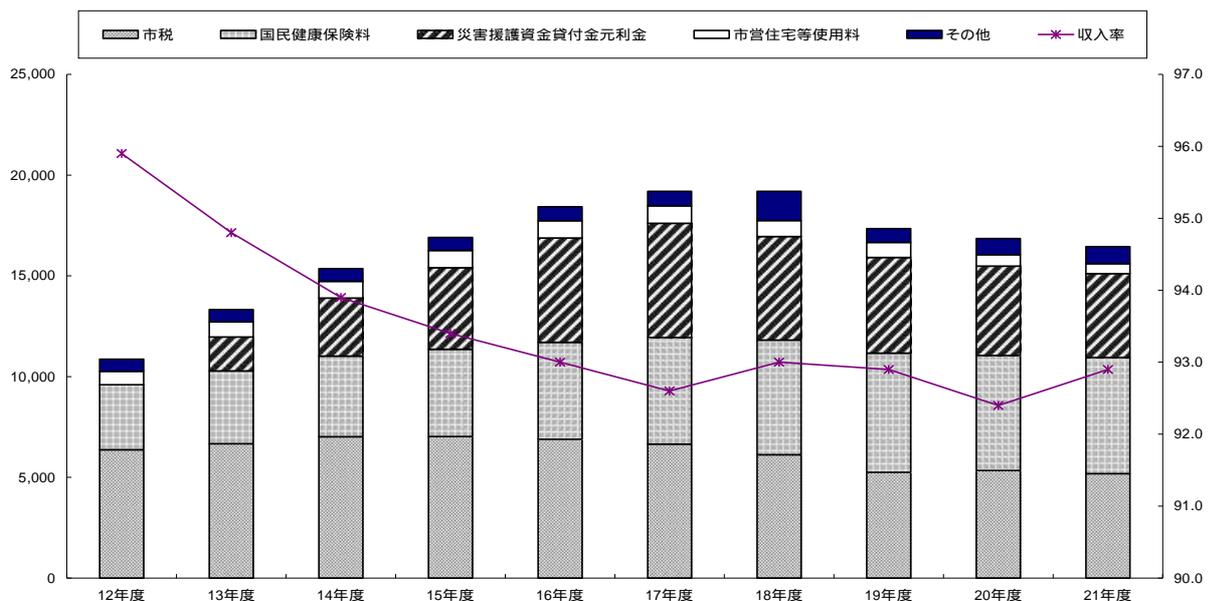
最近5か年の収入未済額及び不納欠損額は、次のとおりです。(124～126ページ参照)
(単位：千円・%)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収入未済額	19,191,532	19,137,945	17,340,810	16,850,094	16,454,900
指 数	100	100	90	88	86
不納欠損額	1,079,885	1,289,681	1,621,279	1,469,967	1,238,730
指 数	100	119	150	136	115

収入未済額は164億5,490万円で、前年度の168億5,009万円に比べ、3億9,519万円(2.3%)の減少となっています。収入未済額の主なものは、国民健康保険料の57億6,578万円、市税の51億8,587万円、災害援護資金貸付元利金の41億5,900万円、市営住宅等使用料の4億9,575万円、保育所運営費負担金の2億1,924万円となっています。

不納欠損額は12億3,873万円で、前年度の14億6,996万円に比べ、2億3,123万円(15.7%)の減少となっています。不納欠損額の主なものは、国民健康保険料の7億2,616万円、市税の4億4,284万円となっています。

最近10か年の収入未済額・収入率の状況を図示すると、次のとおりです。



注 収入率は右軸の数値で、その他、市営住宅等使用料、災害援護資金貸付金元利金、国民健康保険料、市税は左軸の数値で表記。

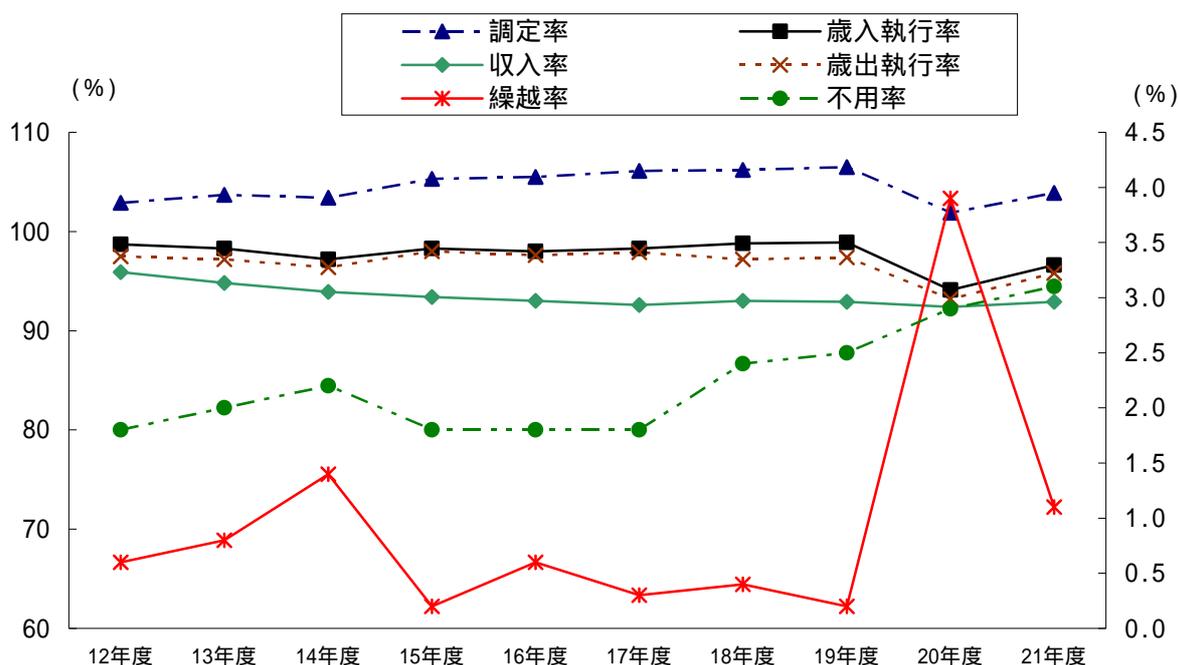
(2) 歳 出

執行率は95.8%で、前年度の93.2%に比べ、2.6ポイント上昇しています。これは主に、一般会計の衛生費で96.6%から93.3%に、土木費で95.9%から91.7%に、それぞれ低下しましたが、総務費で68.8%から96.6%に、民生費で95.8%から96.9%に、それぞれ上昇したためです。

翌年度繰越額は27億5,727万円、繰越率は1.1%で、前年度の92億4,595万円、繰越率3.9%に比べ、64億8,867万円減少し、2.8ポイント低下しています。繰越額の内訳は、土木費12億9,660万円、教育費11億9,767万円、総務費 1億3,405万円となっています。

不用額は73億8,821万円、不用率は3.1%で、主な不用額は、国民健康保険特別会計の15億737万円、民生費の14億5,544万円、衛生費の 9億8,133万円、教育費の 8億5,495万円、介護保険特別会計の 7億3,793万円、総務費の 6億6,147万円、土木費の 4億6,305万円、後期高齢者医療事業特別会計の 2億6,145万円となっています。前年度の不用額68億3,631万円に比べ、5億5,189万円増加し、不用率は0.2ポイント上昇しています。増加は主として、民生費で 1億8,967万円、老人保健医療事業特別会計で 3億9,392万円減少したものの、衛生費で 5億2,856万円、教育費で 2億9,978万円、介護保険特別会計で 1億7,389万円、それぞれ増加したことによるものです。

最近10か年の予算執行状況は、次のとおりです。



注 調定率、歳入執行率、収入率、歳出執行率は左軸の数値で、繰越率、不用率は右軸の数値で表記。

4 市債等の状況

(1) 市債の状況

市債の借入・償還の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分	20年度	21年度	対前年度増減額	増減率
借入額	9,718,200	12,556,700	2,838,500	29.2
償還額	27,237,955	26,826,024	411,931	1.5
元金償還額	22,854,020	22,937,307	83,287	0.4
利子償還額	4,383,934	3,888,716	495,218	11.3
年度末現在額	193,180,197	182,730,535	10,449,661	5.4

注 借入額及び償還額には、20年度21億1,440万円、21年度27億7,750万円の借換債分を含む。

21年度の借入額は、125億5,670万円で、前年度に比べ、28億3,850万円(29.2%)増加しています。借入額の主なものは、臨時財政対策債51億20万円、補償金免除繰上償還借換債16億3,280万円、浜脇小学校校舎等増改築事業11億8,090万円となっています。

市債の21年度末現在高は1,827億3,053万円で、前年度末の1,931億8,019万円に比べ、104億4,966万円(5.4%)減少しています。これは主に、既発行の市債の元金償還が本格化したことによります。今後も市債残高は減少傾向で推移し、今後、多額の市債発行がなければ、徐々に震災前の水準に近づくものと予測されています。

21年度の借入・償還の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	20年度末市債 現在高	21年度元利 償還額	21年度市債 借入額	21年度末市債 現在高
総務債	2,995,075	421,769	223,174	2,834,761
民生債	10,136,549	749,995	382,200	9,874,089
災害援護資金貸付	4,278,491	226,421	0	3,983,015
その他	5,858,058	523,574	382,200	5,891,073
衛生債	15,313,891	3,759,950	1,522,478	13,422,671
労働債	150,768	17,757	0	134,686
商工債	109,575	17,162	0	94,965
土木債	94,599,001	12,590,319	1,972,987	86,120,678
消防債	2,606,350	380,806	197,328	2,464,462
教育債	13,405,476	3,140,632	3,041,433	13,648,607
災害復旧債	6,985,016	2,144,894	0	5,004,436
減税補てん債	14,920,138	1,779,701	0	13,337,849
臨時税収補てん債	1,278,260	155,901	0	1,147,272
臨時財政対策債	29,791,766	1,543,790	5,100,200	33,751,010
計	192,291,872	26,702,683	12,439,800	181,835,490
特別会計	193,924	26,786	116,900	287,445
食肉センター	193,924	26,786	116,900	287,445
公共用地買収事業	694,400	96,554	0	607,600
計	888,324	123,341	116,900	895,045
合計	193,180,197	26,826,024	12,556,700	182,730,535

注1 償還額は、元金と利子の合計。

注2 災害援護資金貸付の20年度末市債現在高は償還免除額3,794万円を、21年度末市債現在高は償還免除額6,905万円を控除した額。

(2) 債務負担行為等の状況

債務負担行為の年度末現在高等の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分	20 年 度	21 年 度	対前年度増減額	増減率
執 行 額	4,698,558	4,177,874	520,684	11.1
年 度 末 現 在	37,412,659	53,179,425	15,766,766	42.1

注 債務負担行為の額には「債務保証及び損失補償に係るもの」を含まない。

債務負担行為の21年度末現在高は531億7,942万円で、前年度末の374億1,265万円に比べ、157億6,676万円(42.1%)増加しています。これは主として、市営住宅建替事業(甲子園九番町団地)など新規の債務負担行為の増によるものです。

債務負担に係る事業の主なものは、東部総合処理センター管理運営事業(22年度以降支出見込額122億6,021万円)、北口北東再開発ビル駐車場整備事業(同35億5,874万円)、北口図書館整備事業(同29億5,393万円)、市営住宅建替事業(甲子園九番町団地、同28億7,081万円)、市営住宅(南部地区)指定管理料(同23億981万円)、西宮浜中学校新設事業(同19億3,117万円)、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地、同19億2,491万円)、西宮浜小学校新設事業(同18億1,236万円)、市営住宅(北部地区)指定管理料(同17億851万円)、北口保健福祉センター整備事業(同15億4,957万円)、自転車駐車場指定管理料(同12億8,790万円)、鳴尾東他留守家庭児童育成センター指定管理料(同12億5,333万円)、大学交流センター整備事業(同11億6,789万円)、通信施設等整備事業(同11億5,312万円)、北口ギャラリー整備事業(同11億733万円)などとなっています。

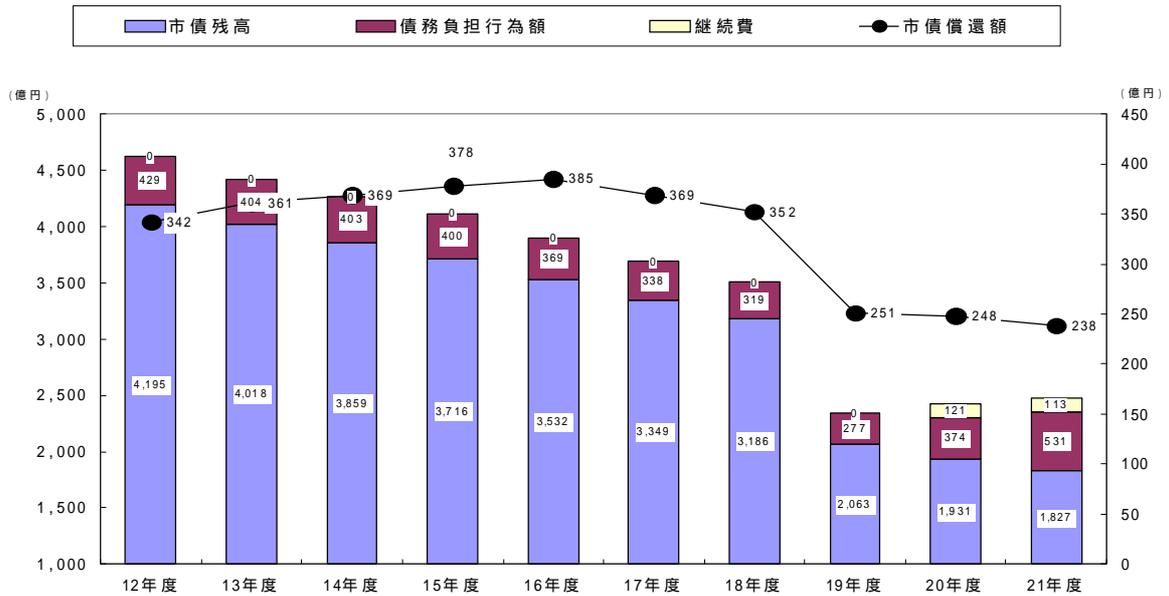
継続費の年度末現在高等の状況は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

区 分	20 年 度	21 年 度	対前年度増減額	増減率
執 行 額	5,341	742,341	737,000	13,798.9
年 度 末 現 在	12,102,858	11,360,517	742,341	6.1

継続費の21年度末現在高は113億6,051万円で、前年度末の121億285万円に比べ、7億4,234万円(6.1%)減少しています。継続費に係る事業は、東部総合処理センター整備事業(22年度以降支出予定額113億6,051万円)です。

最近10か年の市債等の状況を図示すると、次のとおりです。



注1 市債償還額には、災害援護資金貸付金償還金、借換債分を含まない。

2 市債残高、債務負担行為額、継続費は左軸の数値で、公債費支出額は右軸の数値で表記。

5 財政基金等の状況

21年度の財政基金及び減債基金の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	年度当初の状況			年度中の状況			当年度出納 整理期間中	
	4月1日 現在	前年度出納整 理期間中の積 立額・取崩額	6月1日 現在	積立額	取崩額	3月31日現在	当年度分積 立額・取崩額	5月31日 現在
財政基金	9,469,068	0	9,469,068	519,815	0	9,988,883	300,000	9,688,883
減債基金	4,455,455	124,593	4,580,049	10,072	124,593	4,465,528	904,210	3,561,318
財政課所管分	4,455,455	0	4,455,455	10,072	0	4,465,528	1,000,000	3,465,528
災害援護資金分	0	124,593	124,593	0	124,593	0	95,789	95,789
計	13,924,524	124,593	14,049,117	529,888	124,593	14,454,412	1,204,210	13,250,202

注1 「災害援護資金分」は、災害援護資金貸付に伴い借受けした者から市に納入された償還金の一部を、県への納付時期まで一時的に減債基金に積立しているもの。

2 基金会計は、4月1日から翌年3月31日までで、21年度の一般会計に対する出納整理期間中の繰入れ、繰出しを含まない。

基金増加の内訳は、財政基金で決算剰余金 4億9,012万円、基金運用利子2,968万円を、減債基金で災害援護資金償還金 1億2,459万円、基金運用利子 1,007万円をそれぞれ積立てたものです。

基金減少の内訳は、減債基金における災害援護資金償還金 1億2,459万円によるものです。

最近10か年の財政基金等の状況（各年度3月31日現在）を示すと、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
財政基金	取崩	3,053,845	0	0	0	0
	積立	393,933	151,145	658,912	368,101	264,615
	残額	2,655,240	2,806,385	3,465,298	3,833,399	4,098,015
減債基金	取崩	1,954,304	5,533,664	566,455	723,859	1,040,989
	積立	2,183,829	1,513,726	4,459	667,428	504,629
	残額	8,746,715	4,726,777	4,164,781	4,108,350	3,571,989
取崩計		5,008,149	5,533,664	566,445	723,859	1,040,989
積立計		2,577,762	1,664,871	663,371	1,035,529	769,244
残額計		11,401,956	7,533,163	7,630,079	7,941,750	7,670,004

（単位：千円）

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政基金	取崩	0	0	0	0	0
	積立	304,296	356,594	2,875,896	1,834,264	519,815
	残額	4,402,311	4,758,906	7,634,803	9,469,068	9,988,883
減債基金	取崩	1,168,290	1,473,806	166,812	152,399	124,593
	積立	445,147	3,045,491	183,366	170,769	134,666
	残額	2,848,846	4,420,532	4,437,086	4,455,455	4,465,528
取崩計		1,168,290	1,473,806	166,812	152,399	124,593
積立計		749,443	3,402,086	3,059,263	2,005,034	654,482
残額計		7,251,158	9,179,438	12,071,889	13,924,524	14,454,412

6 契 約

(1) 入札・契約制度改革

契約事務については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」他により定められている、公共調達に適正化を図るための措置について次のとおり取組まれています。

入札・契約のIT化の推進、一般競争入札の拡大については、18年度より予定価格5,000万円以上の工事案件について指名競争による電子入札を開始するとともに、19年度から予定価格が土木3,500万円以上、建築2,000万円以上、電気、管、造園1,000万円以上の工事について、原則として地域要件等を付した制限付一般競争入札方式による電子入札とし、20年度からは1,000万円以上のすべての工事案件を対象とし、さらに21年度より1,000万円未満の工事案件についても一部を除き実施されています。また樹木に関する維持管理業務など一部の委託業務に加え、21年度より工事に係る設計業務等の入札も電子入札で実施し、対象の拡大を図っています。なお業務委託請負契約における最低制限価格については、低賃金防止、手抜き防止の理由から、21年度よりすべての入札案件に設定されました。

入札及び契約の手続きにおける公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図ることについては、第三者機関の西宮市入札監視委員会が20年4月に設置され、また、共同企業体の適切な活用に向けて「西宮市共同企業体取扱要領」が20年4月1日に策定され、21年4月1日から土木・建築工事では予定価格1億5,000万円以上5億円未満の案件のうち、市内業者で施工可能な工事を対象として、市内業者のみの特定JVに発注されています。また価格や品質などを総合的に評価する総合評価落札方式の推進に向けた取り組みとしては「西宮市建設工事総合評価競争入札試行要綱」が19年11月1日に策定され、原則的に予定価格1億5,000万円以上の工事案件で試行実施されており、21年度には「総合評価推進チーム」が契約・検査課に組織され、22年度からは技術管理グループを中心に今後の本格導入に向けた準備が進められています。

随意契約については、具体的な事例を示した「随意契約事務の指針」が策定されており、所管課による契約のうち、少額随意契約については、「少額随意契約事務取扱要領」により、事務の取り扱いがされています。市内の小規模業者の受注機会の拡大等を目的とし試行されていた小規模修繕契約希望者登録制度については、対象金額が1件当たり31万5千円を超えないものとしていましたが、21年度から50万円未満に拡大し本格導入がされました。

(2) 契約の状況(請負工事・委託業務関係)

ア 契約件数の推移

請負工事及び委託業務のうち、所管課から契約・検査課へ依頼された契約金額50万円以上の契約について、最近3か年の契約件数は、次のとおりです。

(単位：件・%)

区 分	19年度	20年度	21年度
請 負 工 事	360	451	489
単独随意契約件数	56	49	70
単独随意契約割合	15.6	10.9	14.3
委 託 業 務	653	811	812
単独随意契約件数	303	327	328
単独随意契約割合	46.4	40.3	40.4

注 総務局契約グループ資料により作成。

イ 随意契約の状況

21年度、請負工事及び委託業務のうち所管課から契約・検査課へ契約依頼された予定価格50万円以上の契約について、随意契約とした適用条項は、次のとおりです。

(単位：件・%)

区 分	適用条項(地方自治法施行令第167条の2第1項)									計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
請 負 工 事	0	61	0	0	0	9	0	0	0	70
構成比	0.0	87.1	0.0	0.0	0.0	12.9	0.0	0.0	0.0	100.0
委 託 業 務	0	240	16	0	1	65	0	6	0	328
構成比	0.0	73.2	4.9	0.0	0.3	19.8	0.0	1.8	0.0	100.0
計	0	301	16	0	1	74	0	6	0	398

注1 総務局契約グループ資料により作成

- 2 1号：予定価格が市の規則で定める額を超えないもの。
 2号：契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
 3号：福祉施設等が製作した物品、福祉団体等の役務の提供で市の規則で定めによる契約。
 4号：地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品の買入れ契約。
 5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 6号：競争入札に付すことが不利と認められるとき。
 7号：時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。
 8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 9号：落札者が契約を締結しないとき。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当が工事61件(87.1%)、委託240件(73.2%)、同第3号該当が委託16件(4.9%)、同第5号該当が委託1件(0.3%)、同第6号該当が工事9件(12.9%)、委託65件(19.8%)、同第8号該当が委託6件(1.8%)となっています。なお、第1・4・7・9号該当の契約はありません。

第2号該当のケースについては、毎年、同じ業者に発注する例が多数見られます。契約にあたっては、毎年、業務の内容を検討するとともに業者の経営実績を確認し、「性質又は目的が競争入札に適しない」ことの検証が求められます。

ウ 落札率（決定率）の状況

21年度、契約金額1,000万円以上の契約の落札率（決定率）は、次のとおりです。

（単位：件・％）

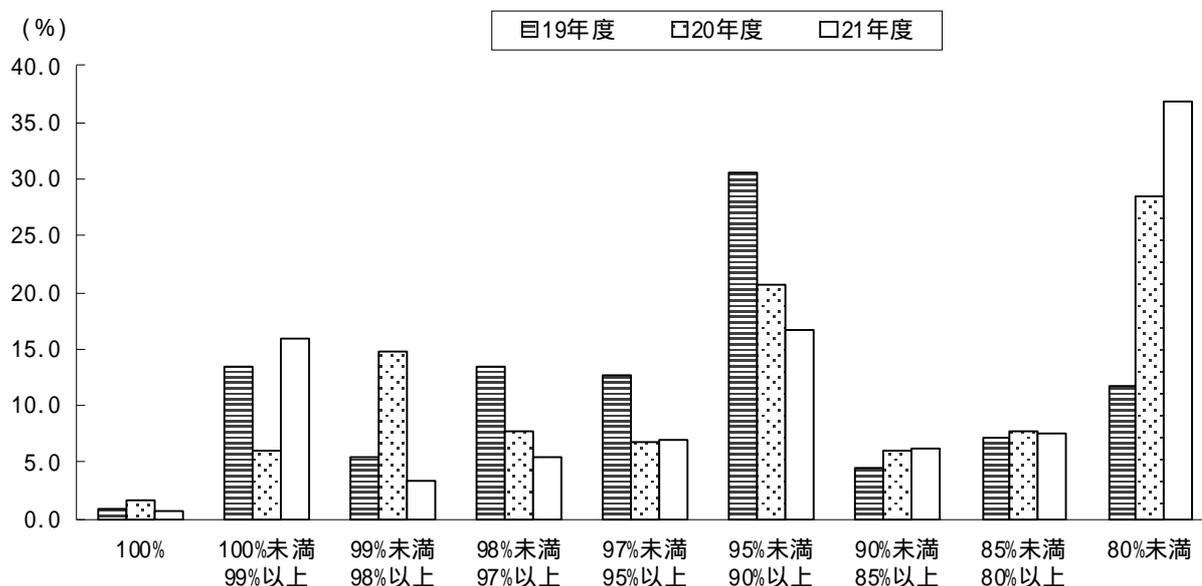
区分	100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満	計	
請負工事	制限付き一般競争入札	0	15	4	7	10	22	9	10	53	130
	構成比	0.0	11.5	3.1	5.4	7.7	16.9	6.9	7.7	40.8	90.3
	単独随意契約	1	8	1	1	0	2	0	1	0	14
	構成比	7.1	57.1	7.1	7.1	0.0	14.3	0.0	7.1	0.0	9.7
	計	1	23	5	8	10	24	9	11	53	144
構成比	0.7	16.0	3.5	5.6	6.9	16.7	6.3	7.6	36.8	100.0	
委託業務	競争入札	2	21	3	4	10	17	6	1	12	76
	構成比	2.6	27.6	3.9	5.3	13.2	22.4	7.9	1.3	15.8	66.7
	単独随意契約	1	22	5	3	2	4	0	1	0	38
	構成比	2.6	57.9	13.2	7.9	5.3	10.5	0.0	2.6	0.0	33.3
	計	3	43	8	7	12	21	6	2	12	114
構成比	2.6	37.7	7.0	6.1	10.5	18.4	5.3	1.8	10.5	100.0	

注1 総務局契約グループ資料により作成したもので、落札率（決定率）は当初契約金額による。

2 落札率（決定率）＝契約金額÷予定価格×100

落札率（決定率）95％以上の比率が請負工事で32.6％、委託業務で64.0％となっています。

最近3か年の請負工事契約のうち、契約金額1,000万円以上の契約の落札率（決定率）ごとの割合は、次のとおりです。



グラフを見ると、落札率（決定率）80%未満の件数の占める割合が大きく上昇しています。これは、請負工事の競争入札において最低制限価格を公表していることもあり、最低制限価格でくじによる落札件数が増加していることも反映していると考えられ、工事内容の質の確保等の課題が生じています。

7 財政分析指標の状況

財政分析指標の状況は、次のとおりです。

区 分	西 宮 市			類 似 都 市	
	19 年 度	20 年 度	21 年 度	19 年 度	20 年 度
財 政 力 指 数	0.903	0.901	0.893	1.02	0.84
経 常 収 支 比 率 (%)	96.9	98.2	99.5	90.9	90.7
公 債 費 比 率 (%)	18.8	17.7	16.5	-	-
起 債 制 限 比 率 (%) (3 年 平 均)	16.4	16.2	14.9	-	-
歳 出 総 額 に 占 め る 義 務 的 経 費 の 比 率 (%)	58.5	58.1	54.2	52.0	52.6
歳 出 総 額 に 占 め る 投 資 的 経 費 の 比 率 (%)	5.3	6.3	8.2	10.9	13.3

注1 総務局財政課（G）作成資料による。

2 類似都市の数値は、19年度にあつては - 3 類型選定団体、20年度にあつては中核市の各平均値。

公債費比率及び起債制限比率の類型選定団体平均値は、19年度から算出されていません。

3 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 の3年間の平均値。

経常収支比率 = (経常的経費 - 経常特定財源) ÷ 経常一般財源 × 100

公債費比率 = (A - B) ÷ (C - B) × 100

起債制限比率 = (A - B - D) ÷ (C - B - D) × 100

A 公債費充当一般財源（線上償還分を除く）

B 災害復旧費等に係る基準財政需要額算入公債費

C 標準財政規模

D 事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費

普通会計による主な財政分析指標をみると、財政力指数は、9年度以降、「1」を割り込み低迷を続け財源に余裕がない状態が続いています。経常収支比率は、標準的とされる70%～80%を大幅に超える99.5%となっており、より弾力性に欠ける財政構造が続いています。公債費比率は、1.2ポイント改善し16.5%となっています。また、起債制限比率は前年度に比べ、1.3ポイント改善しています。

歳出総額に占める義務的経費及び投資的経費の割合をみると、小学校児童急増対策事業の増などにより、投資的経費の割合が前年の6.3%に比べ、1.9ポイント上昇して8.2%となり、義務的経費の割合は3.9ポイント低下しています。

なお、普通会計とは、一般会計に収益事業会計を除く特別会計を加え、会計間の重複額等を控除して一つの会計にまとめたものです。本市の場合、一般会計のほか区画整理清算費、中小企業勤労者福祉共済事業、公共用地買収事業、母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計が含まれます。

(1) 財 政 力 指 数

地方公共団体の財政上の能力を示す指数で、「1」に近いほど財政力が強く、「1」を超える団体は財源に余裕があることを示しています。

21年度の財政力指数は、前年度に比べ、0.008ポイント低下し0.893となっています。この指数は、3か年の平均数値ですが、単年度の指数では、19年度0.899、20年度0.884、21年度0.897となっており、前年度に比較して0.013ポイント改善しています。21年度は、算式の分子となる基準財政収入額が前

年度に比べ0.7%の減となりましたが、分母となる基準財政需要額が前年度に比べて2.1%の減となったことにより、相対的に比率を上げたものです

(2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、物件費、公債費などの経常経費に、市税収入等の経常一般財源が、どれだけ充当されたかを示す比率となっています。これが80%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあると考えられています。

21年度は99.5%で、前年度に比べ、1.3[〰]ポイント悪化しています。これは、算式の分子である経常経費(充当一般財源)が公債費、人件費等の減により、前年度に比べて0.7%の減となりましたが、分母である経常一般財源総額が市民税等の減により、前年度に比べて2.0%の減となったことにより、相対的に比率を上げたものです。これは、標準的とされる70%~80%を大幅に超えており、依然、弾力性に欠ける財政構造となっています。

(3) 公債費比率

財政構造の健全性を示す指標で、公債費に充当した一般財源が標準財政規模等に占める割合を示すもので、この比率が高いほど財政硬直化の一因となると考えられ、10%を超えないことが望ましいとされています。21年度は16.5%で、前年度に比べ1.2[〰]ポイント改善しています。これは、算式の分母となる標準財政規模等が前年度に比べ0.8%の減となりましたが、分子となる公債費が前年度に比べ7.4%の減となったことにより、相対的に比率を押下げたものです。しかし、震災の影響を受け、なお、高い水準にあります。

(4) 起債制限比率

公債費(充当一般財源)を標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額等で除した数値で、17年度までは地方債の許可制限に係る指標として用いられていました。21年度は14.9%と、前年度に比べ1.3[〰]ポイント改善しています。単年度の指数でも21年度は14.0%で、前年度の14.9%に比べ0.9[〰]ポイント改善しています。

(5) 歳出の性質別構成比

歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の比率は54.2%で、前年度に比べ3.9[〰]ポイント低下しています。これは、算式の分子となる義務的経費が前年度に比べ0.04%の減となり、分母となる歳出総額が前年度に比べ7.1%の増となったことによるものです。

投資的経費の比率は8.2%と、前年度に比べて1.9[〰]ポイント上昇しています。この主な理由は、小学校児童急増対策事業の増などにより、普通建設事業費が40.7%増加したことによるものです。

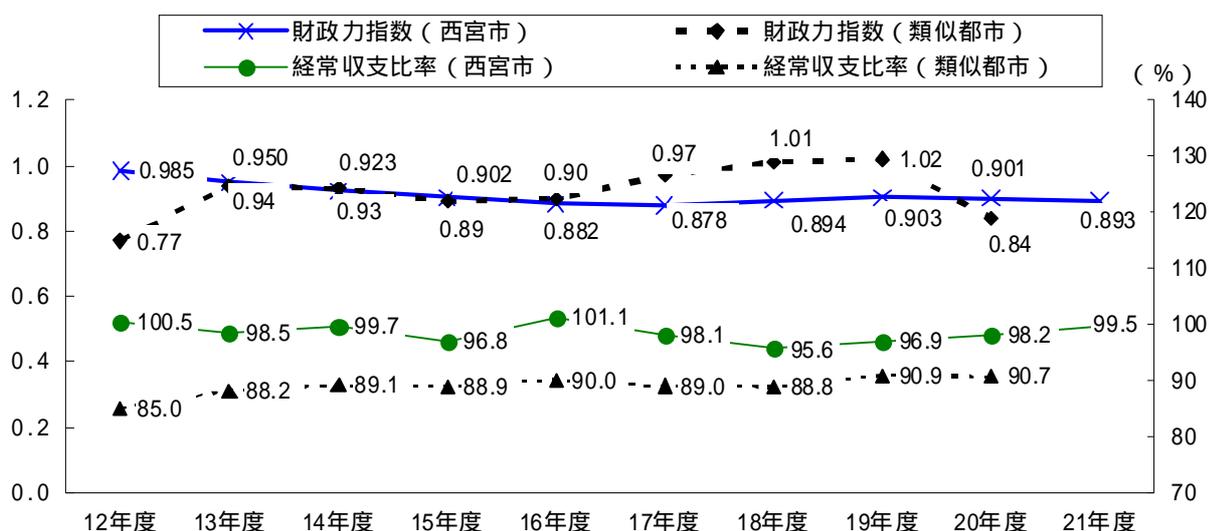
(6) 類似都市との比較

類似都市（20年度中核市）と比較した本市（21年度）の財政構造をみると、財政力指数は類似都市に比べ、若干高くなっており、本市の財政基盤がやや強いことを示しています。経常収支比率は標準とされる70～80%を大幅に超え、類似都市に比べてもかなり高く、高水準が続く公債費、扶助費の増等による弾力性に欠ける財政構造となっています。

注 19年度までの類似都市との比較は、総務省が態様の類似している市町村ごとに区分している類型のなかで同一類型とされている都市を対象に行っていました。類型は、人口により「0から」に、第2次・第3次産業人口比率により「0から3」に区分され、19年度、西宮市は、人口により「」に、第2次・第3次産業人口比率により「3」に区分されていました。20年度については、本市の中核市移行により、中核市平均と比較しています。

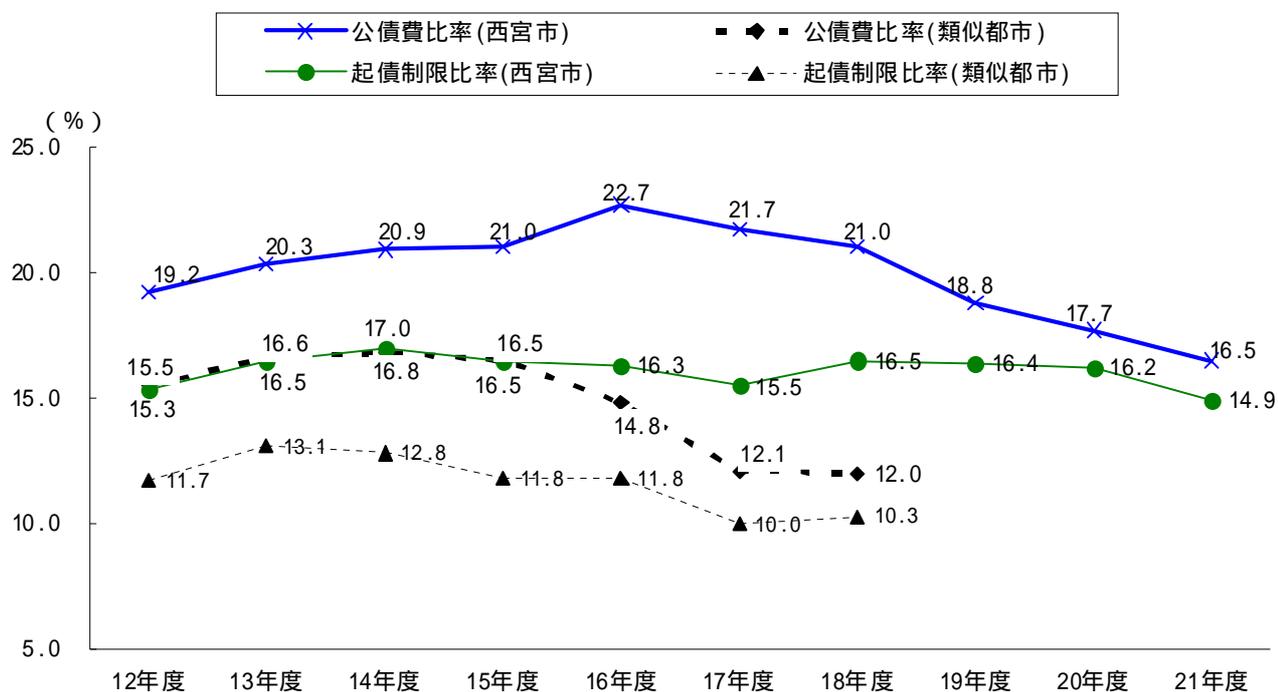
最近10か年の財政力指数等を図示すると、次のとおりです。

財政力指数・経常収支比率



注 類似都市は、13年度以前は -5類型、14年度以降は -5類型、17年度以降は -3類型、20年度は中核市。財政力指数は左軸で、経常収支比率は右軸で表示。

公債費比率・起債許可制限比率



注1 類似都市は、13年度以前は - 5類型、14年度以降は - 5類型、17年度以降は - 3類型、20年度は中核市。

注2 公債費比率及び起債制限比率の類型選定団体平均値は、19年度から算出されていません。